

「おいしい八百津推奨品」認定基準

1 必須要件	<p>① 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、実践していること。</p> <p>② 業界での製造基準、表示基準を満たしていること。</p> <p>③ 公序良俗に反するものでないこと。</p>	
2 認 定 基 準	① 八百津町らしさ	<p>① 八百津町の風土と歴史に育まれた本町ならではの魅力あるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産、製造等に八百津町の土壌・水・気候条件・素材等の活用がなされている ・歴史や経緯など地域に根ざした物語やエピソード、又はこだわりがある ・町のイメージアップにつながる効果への期待がある ・町民に支持されている、又は支持される見込みがある
	② 独自性	<p>① ブランド作りに対する考え方が明確であり、他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品特性(品質、形状、味、色など)が優れている ・生産方式や販売方法、出荷時期などに工夫がある ・市場取引により観光誘客や地域振興の促進につながる見込みがある ・関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがある
	③ 信頼性	<p>① 品質維持・向上に関する取り組みや技術的な裏づけがあり、信頼性を確保できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種、生産・出荷技術、等級基準等の商品規格が統一されている ・事業者の責任所在が明確であり、社会的信用がある ・顧客からの苦情、要望等に対応する体制が整備されている
	④ 市場性	<p>① 販売体制が整っているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱事業者や自社店舗など十分な販売チャンネルを有している ・消費者が適切に、若しくは容易に入手できる
	⑤ 将来性	<p>① ブランドへの継続した意思があり、取組や計画がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八百津町ブランドの普及、認知度向上、他の事業者への波及効果が期待できる ・長期的な事業計画が策定されている。